

山形県の野生鳥獣の管理及び被害防止対策に係る課題について

1 モニタリング

- ・県ではクマ、イノシシ、シカについての生息状況調査を委託で行っているが、活用可能な財源も異なり、獣種毎バラバラに実施している。

<R5>

クマ 目視調査（全8山系）、カメラトラップ調査（1山系） **イノシシ** ライン調査（25ヶ所）

シカ カメラトラップ調査（3市町村）、ボイストラップ調査（50ヶ所）

その他、複数獣種対象カメラあり。

- ・クマについては春季捕獲時の目視調査を基本としているが、雪解けや芽吹き状況に大きく左右されるため、生息頭数の推定に当たり誤差が大きくなる。

【方向性】：モニタリングの目的・必要性を踏まえた、実施方法の見直し・改善

2 捕獲

- ・猟友会会員の高齢化や減少による担い手不足が進み、捕獲への対応が困難になっていく。
- ・捕獲事業として、市町村における有害捕獲のほか、指定管理鳥獣捕獲等事業などにより県でも個体数調整の捕獲に取り組んでいる。担い手としては事実上猟友会しかいないため、いずれの捕獲についても実施の手法等は猟友会の意向が基本となっている。
- ・保険には加入しているものの、事故の発生リスクが高い業務だけに、安全確保により一層取り組む必要がある。
- ・捕獲後の報告書類が整わない。

【方向性】：限られた従事者で、安全で効果的な捕獲が実施できるような体制の整備

3 錯誤捕獲と放獣

- ・錯誤捕獲への対応が重視されるようになったことを受け、令和4年度分から錯誤捕獲に係る調査を実施し、実態の把握を行っている。その結果、令和4年度はクマの有害捕獲における錯誤捕獲の発生割合が33.6%にのぼることが判明した。
- ・錯誤捕獲を減らすためには、わなの設置方法等の見直しが必要となるが、周知徹底には至っていない。
- ・錯誤捕獲されたクマの放獣などで麻酔銃等の使用が必要となるが、麻酔銃等による放獣に対応できる者が民間の獣医師1名しかいない。
- ・麻酔銃の取扱者の確保を目指し、令和5年度から麻酔銃の購入経費の補助金を猟友会向けに設けているものの、取組みはそれにとどまっております。

体制の構築までには至っていない。

- ・ニホンジカの有害捕獲についてはくくりわなの使用を禁止しているが、猟友会や市町村からは使用を認めるよう要望されており、取扱いの見直しの是非に係る検討が必要。

【方向性】： 錯誤捕獲防止に向けた取組みの推進や放獣に係る体制の構築

4 地域における被害防止対策

- ・電気柵等の侵入防止対策が徐々に広がってきているが、効果的な設置や設置後の維持管理の確認ができていない。
- ・普及のために指導者養成研修会を実施しているが、実際に地域で被害対策を指導する指導者が育っていない。

【方向性】： 地域が主体的に対策に取り組むための支援体制の整備

5 県の事業実施体制

- ・事務職員等が数年で異動するため、経験やノウハウの継承が難しい。
- ・専門知識を持った職員がおらず、有識者や捕獲従事者、委託業者といった関係者との知識の差が大きい。
- ・部局間の連携が十分に図られておらず、協力が得られない。

【方向性】： 各部局や市町村とも危機意識を共有するとともに、専門知識を持った職員の確保等による効果的な事業実施体制の整備

6 その他の獣種毎に抱える課題等

① ツキノワグマ

- ・市街地出没対応指針の改訂（H29年改訂が最後）。
- ・ゾーニング管理のあり方。

② ニホンザル

- ・ニホンザルの管理は群れ管理にあることの理解が得られていない。群れ管理の基本になる生息調査が予算的、体制的にできていない。
- ・捕獲によらず被害をなくすノウハウがあるが、理解が得られていない。
- ・群れ捕獲マニュアルのあり方。

③ ニホンジカ

- ・糞塊調査の実施方法。

- ・ 出猟カレンダーとりまとめ。
- ・ 希少野生生物への対応。
- ・ 柵の普及。
- ・ 森林内での被害把握方法及び森林部門との連携。